

半田市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号指定事業者の
指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「第1号指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

(第1号指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者（以下「申請者」という。）について第1号指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、第1号指定事業者の指定を行うときは、当該申請者に半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号指定事業者指定通知書（様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による第1号指定事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年間とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業及び法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している第1号指定事業者の指定の有効期間は、それぞれ法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第8条第7項及び法第8条第17項に規定する通所介護の指定の有効期間とすることができるものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、前条に規定する第1号指定事業者の指定を行うことにより、半田市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

(変更等の届出)

第5条 第1号指定事業者の指定を受けた者が、当該指定にあたり申請した事項を変更するときは、変更届出書により、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）を廃止、休止するときは、廃止・休止届出書により、第1号事業を再開するときは、再開届出書により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出書は、届け出るべき事由が発生した日の翌日から起算して、十日以内に市長に提出しなければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、第3条に規定する指定、第4条に規定する指定の拒否又は第5条に規定する届出書の受理をしたときは、当該指定、指定の拒否又は届出書の受理（以下「指定等」という。）に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 第2条の申請をした者、当該者の主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公表することが適当と市長が認める情報

2 市長は、前項各号に掲げる事項を、愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に提供することができる。

(様式)

第7条 第2条に規定する申請書及び第5条に規定する届出書の様式は、施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号）によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく第1号指定事業者の指定の手續その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式（第3条関係）

年 月 日

殿

半田市長

半田市介護予防・日常生活総合事業第1号指定事業者指定通知書

介護保険法第115条の4の5第1項に規定する半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス事業者（ ）として指定します。

記

- 1 申請者名称
- 2 申請者所在地
- 3 代表者氏名
- 4 事業所名及び所在地
- 5 介護保険事業所番号
- 6 指定年月日 年 月 日